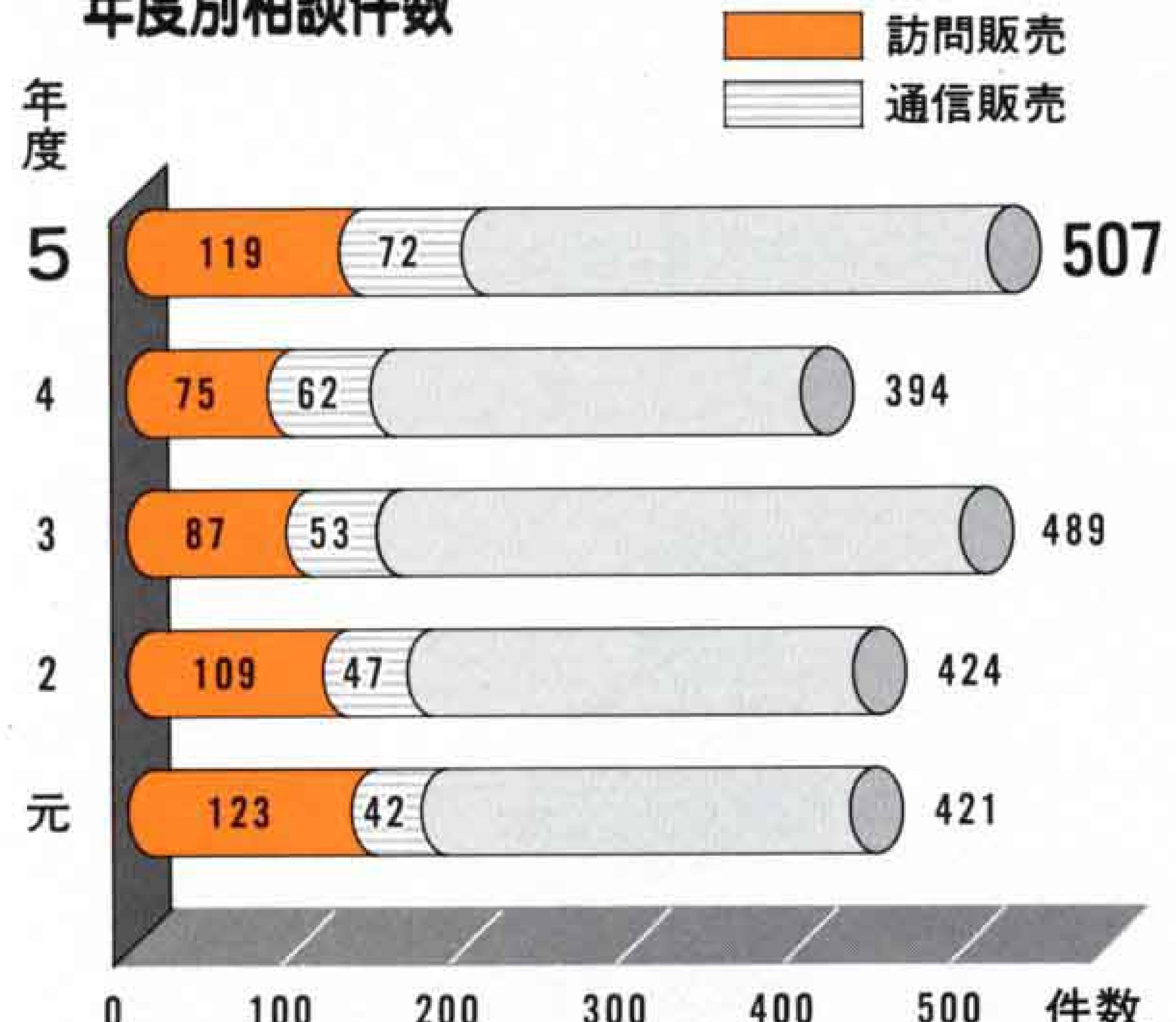


TA

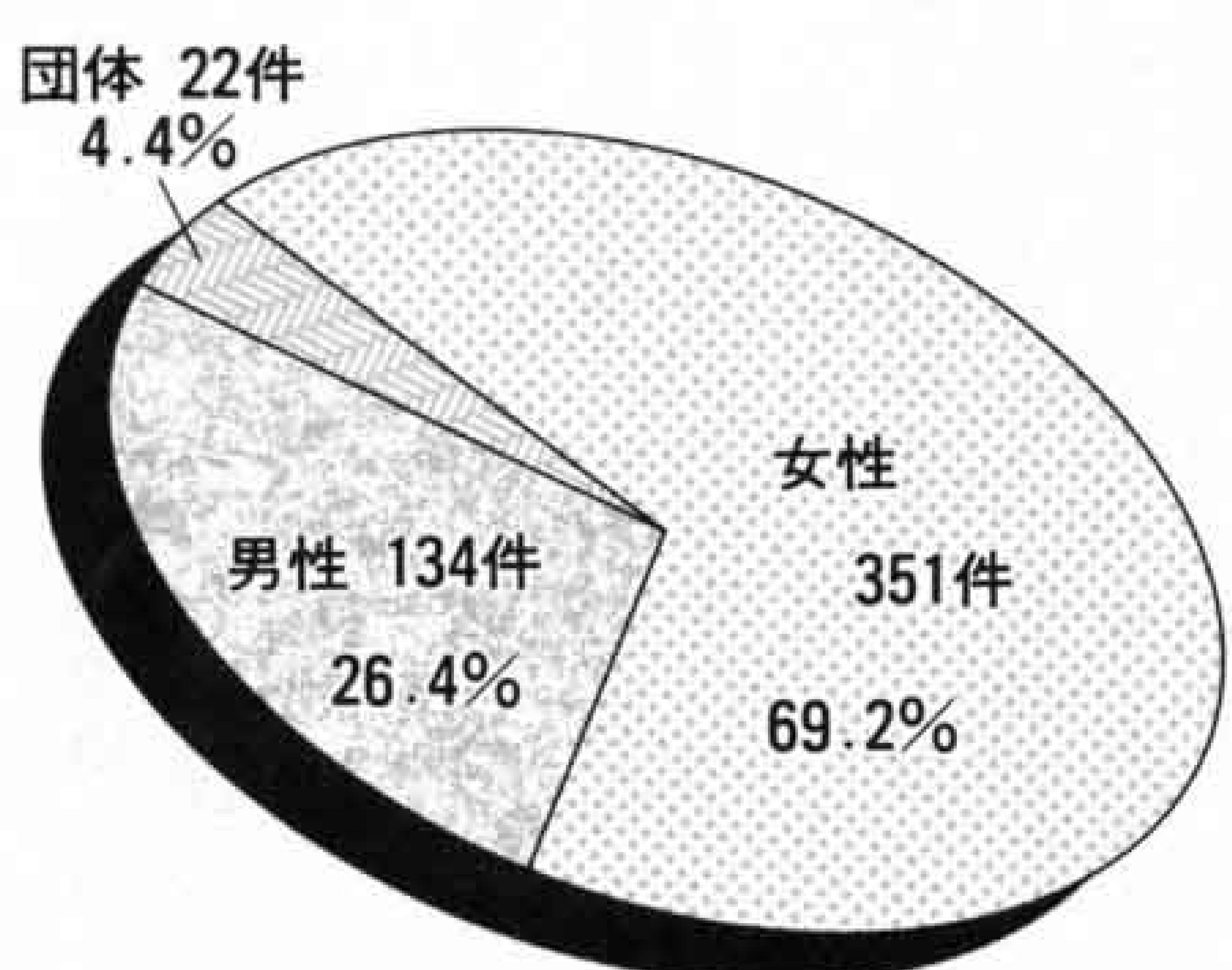
●消費生活センターに寄せられた
年度別相談件数



●主な相談内容(平成5年度)

順位	内 容
①	資格取得講座
②	学習教材
③	エステ・化粧品
④	布団
⑤	住宅(補修・建築)

●性別相談件数(平成5年度)

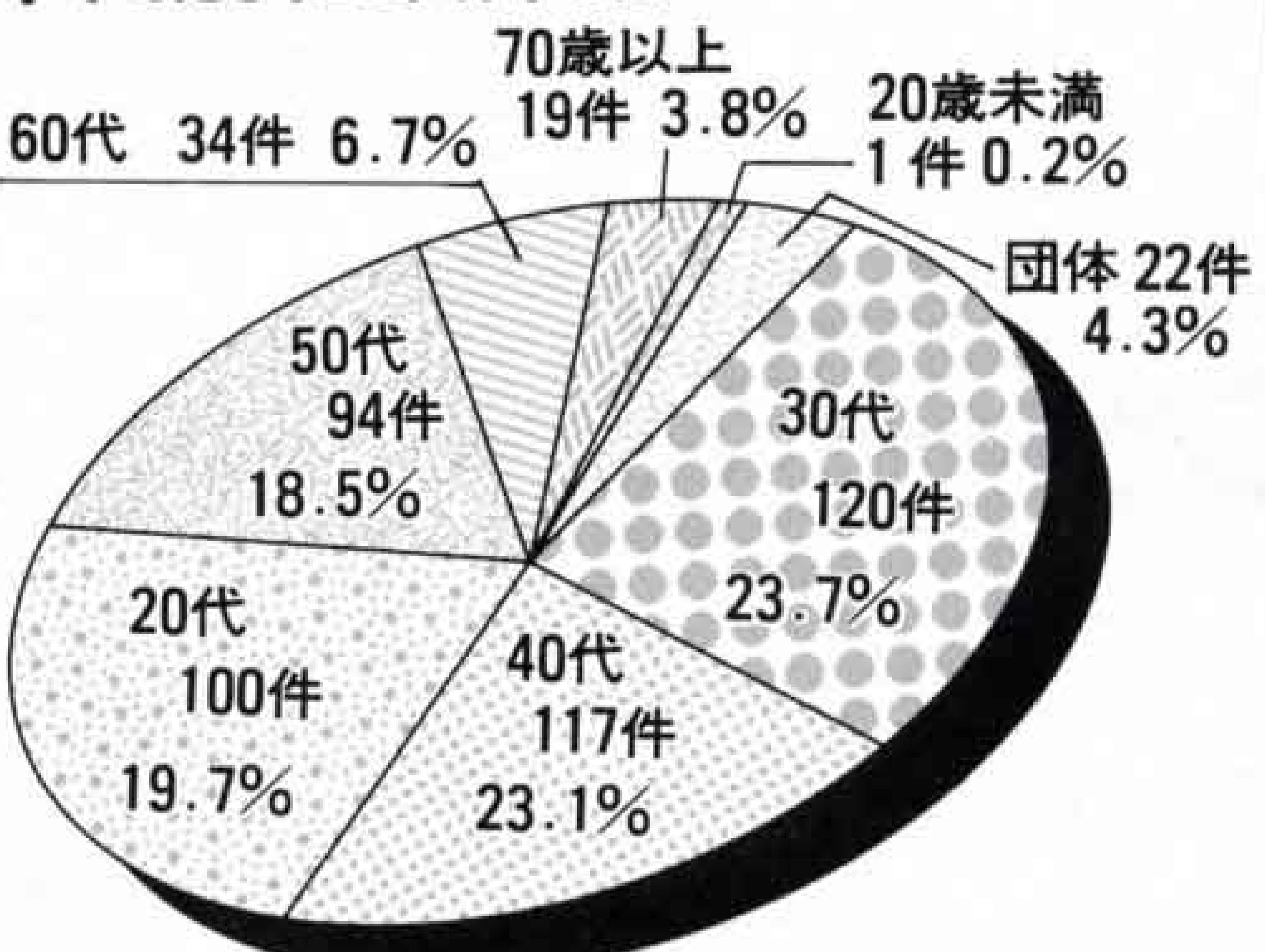


うますぎない ちよつと そとの話

「今がチャンス」「あなたは選ばれました」「もうかる話があるんだけ」「絶対損はさせません」といった巧みな言葉。こんな話術に乗せられ、必要ではないものを買つてしまつたり申し込んでしまつた。市価よりもかなり高いものを買つてしまつた・・・。こんな経験、あなたにはありませんか。このような悪質な手口の被害に遭つて、「解約したい」など、富士市消費者生活センターに寄せられた相談件数は、平成五年度一年間で五百七件と、過去最高。前年度と比べると二十八・七パーセントもふえました。業者の手口が巧妙になり、相談件数もふえ、内容も複雑化しています。

今回は、実際どのような相談が寄せられているか、どうしたら被害に遭わないかをお知らせします。

●年代別相談件数(平成5年度)



市内では
こんなケースが
多発しています

●布団(催眠商法)
特にお年寄りがねらわれます。ただで景品がもらえると、近所の集会所に集められます。雑貨、食品類などを「欲しい人は手を挙げて」と、次々に景品を配り、最後に「特別半額」。この布団が欲しい人」と言われ、雰囲気につかれつい手を挙げて買ってしまうケース。不必要なものを、市価の何倍もの値段で買わされてしまいます。

●資格取得講座(サムライ商法)
ここ一、三年で急増しているのがこのケース。特に二十三十代がターゲットにされています。クーリング・オフという解約制度が効かないこと、また資格時代をとらえ、業者はあなたをねらっています。
どんなケースでもそうですが、「今がチャンス」「あなたは選ばれました」と急な決断を迫り、今の時代、資格を持つていなければ」などと、巧みな言葉で勧誘してきます。
例としては、突然、職場に電話が入り、勧誘を受けます。職場なので無礼な応対ができるため、「けっこうです。いいですか」とあいまいな返事をしていふと、後日教材が送られてきて受講料を払うはめに。



消費生活センター相談員
上柳成美さん
村上泰子さん

相談者と業者の間に入り
問題解決の糸口を

消費生活センターの相談員は二人。商品に対する質問、苦情など消費生活に関する相談なら何でも受け付けています。

「うまい言葉に乗せられ、契約してしまったけど解約したい」などの相談に対して、細かく内容を聞き、「どのようにすればよいかをアドバイスします。場合によつては、相談者が一方的に被害を受けていると思い込んでいるケースもありますので、どのように販売したかなど、業者への問い合わせもします。

このような場合には、相談者と業者の間に入つて、問題解決の糸口を見出しが大切。時には、両者を呼んで話し合いをして、解決の方向へ導きます。

相談のケースは、千差万別。しかし、「今がチャンス」「あなただけに」「絶対損はさせません」など、特にだということや、うまい話を持つかけ、期間限定ということで、特別な契約を迫ること。巧みな話術で、考える時間を与えさせません。

もしそのような誘いがあり、少しでもおかしいと思ったら、すぐには契約しないでください。訪問販売などの場合は、契約してから八日以内なら「クリーニング・オフ」という解約制度で、違約金なしで全額返金されます。しかし、商品によって対象にならないものもありますし、電話などで誘われる通話販売や、店舗へ出向いての購入などはこの制度が効きません。

消費生活相談

勧誘を受けて迷ったとき、契約してしまったけれど解約したいときは、すぐに保健婦人センター2階消費生活センターへ。

相談方法 電話または来所
とき 毎週月~金曜日
10:00~16:00
電話 64-8996

DA

●年代別相談内容 ベスト5(平成5年度)

20代

順位	内 容
①	資格取得講座
②	各種会員権
③	エステ・化粧品
④	学習教材
⑤	健康食品

30代

順位	内 容
①	資格取得講座
②	学習教材
③	化粧品
④	住宅(補修・建築)
⑤	サラ金・クレジット

40代

順位	内 容
①	学習教材
②	米
③	住宅(補修・建築)
④	和服
⑤	化粧品

50代以降

順位	内 容
①	布団
②	住宅(補修・建築)
③	米
④	和服
⑤	資格取得講座

●学習教材(訪問販売)
四十代が主にターゲットになっています。お宅に訪問し、「教科書に沿った内容」などと言われ、三年分の教材を買つたら話と全然違っていたなど。子供に商品を見せ、やる気をおこせるように仕向けて契約させるなど、手口は巧妙化しています。

●エステ・化粧品
広告やはがき、電話などで無料や安価な体験コースに誘われ、実際に行つてみると非常に高い商品を買わされたり、高額な契約をさせられるケース。無料や格安でサービスを受けた弱みにつけ込んでいます。

●マルチまがい商法

二十代に多いのがこのケース。友人から「もうかる話がある」と誘われ、健康食品や洗剤などを売る会員に。「友達などを大勢紹介すれば、自分は商品を売らなくとも高収入が得られる」と。実際そんなにうまくはいきません。また、友人、知人を紹介することで、人間関係にもひびが。不況の影響もあり、なかなか減少しないケースです。